

## 三重県議会新型コロナウイルス感染症対応方針 ver. 1

今般の新型コロナウイルス感染症の流行については、「大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針」（以下「三重県議会指針」という。）を適用する。

「三重県議会指針」に定めるもののほか、議長が必要と認める対策については、原則として災害対策会議を招集し、協議するものとする。

ただし、軽微な対策については、その都度議長において定める。

### 1 議会運営

#### (1) 3つの密の回避策

・3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避し、感染防止対策を徹底する。具体的な取組事例は、以下のとおり。

##### 【具体的な取組事例】

#### ① 換気の徹底等

- 議事等に影響の無い範囲で、扉ないし窓を開放する。
- 概ね1時間に1回は休憩を取り、換気する。

#### ② 接触感染の防止

- こまめな手洗いや手指の消毒を徹底する。
- 出席者等に対し、感染防止措置への協力を要請する。

#### ③ 飛沫感染の防止

- 人と人との間に十分な距離を保持する。
- マスクを着用するよう求めるとともに、咳エチケットを徹底する。
- 会議に出席する者の数を極力減らすよう要請する。

・議会主催の行事等の中止又は延期の判断については、「新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準について」等を参考に、行事等を所管する会議等において行う。

◎会議場所別対応策

「3つの密」への対応策	議場	委員会室 全員協議会室
(1) 議事等に影響のない範囲で、扉ないし窓を開放する	○	○
(2) 概ね1時間に1回は休憩を取り、換気する	○	○
(3) 議員（委員）間及び出席説明員間の間隔を広げる	—	○
(4) 出席説明員の人数を減らすよう要請する	—	○
(5) 会議の出席者等（議員、出席説明員、傍聴者、県政記者、議会事務局職員等）に極力マスクの着用を求める	○	○
(6) 議事堂での傍聴に代えて、極力インターネット中継等で視聴することを要請する。 やむを得ず傍聴する場合には、間隔を空けて着席することを要請する。なお、緊急事態宣言発令中は、感染状況の把握が必要となる場合に備えて、傍聴者の連絡先を確認する。	○	○

なお、会派控室、執務室についても、可能な限り同様の感染防止に努めるとともに、委員会室等の活用を図る。

また、議会図書室の一般利用者についても、表中(6)のなお書きと同様の取扱いとする。

(2) 会議関係者が感染した場合の対策

①会議関係者に感染者が生じた場合

- ・感染者は、登庁を自粛する。
- ・発熱している者、または発熱していないが感染者と極めて濃厚に接触（当該感染者が発症の2日前から治癒した日までの間において、おおよそ1メートル程度の距離でマスク等の必要な感染予防策をすることなく、累積して15分以上接触したことを目安とする。）した者に対し、登庁自粛を要請する。
- ・感染者の接触した可能性のある場所を消毒する。

②会議関係者の感染者が増加した場合

必要に応じて議会運営委員会で会議開催の可否を検討する。

- ・開催が適当と認められる場合は、上記(1)の対応を行い、会議を開催す

る。

・開催が不相当と認める場合は、以下のとおり対応する。(なお、定足数に満たない場合も以下のとおり対応する。)

(ア) 本会議を開催しない場合

議会運営委員会(議会運営委員会が開催できない場合は三重県議会災害対策会議)において、年度内等の審議を急ぐ必要がある議案であるかどうかを整理し、必要な議案について、知事による専決処分とすることの確認を行う。

なお、当初予算については、専決処分すべきものでないため、審議が困難となった場合は、一定期間の経費を計上した暫定予算の専決処分を認め、報告を求める。

(イ) 委員会を開催しない場合

委員会付託済みの議案等で審議を急ぐ必要があるものについては、審査期限を付し、期限を過ぎても委員会の開催が不相当と認める場合は、本会議において審議を行う。

委員会付託前の議案等であって審議を急ぐ必要があるものについては、委員会付託を省略して本会議において審議を行う。

(注) 災害対策会議で確認を行った場合は、後日、議会運営委員会で再度確認を行う。

## 2 議員の行動

### (1) 行動指針

#### ① 感染防止対策の徹底

3つの密を回避し、感染防止対策を徹底する。

#### ② 速やかな参集

通年議会による機動的な議会運営を行うために、参集する必要性が生じた場合には、速やかに対応できるようにする。

#### ③ 不要不急の外出の自粛

今回、特定警戒都道府県に指定された13都道府県及び近接府県3県への移動は、生活の維持等に必要な場合を除き、極力控える。

また、上記以外の県外及び県内においても、不要不急の外出は自粛する。

#### ④ 人権侵害や誹謗中傷等の根絶

新型コロナウイルス感染症に感染した方や、その家族、勤め先等は勿論のこと、感染症に係る謂れのない個人への偏見や差別に繋がる行為、

人権侵害、誹謗中傷等が絶対に行われることのないよう、県民の皆さんへの啓発に努める。

また、SNS等を通じて、デマ等を流したり、拡散させることがないよう十分に注意する。

※特定警戒都道府県 13

北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

※近接府県（特定警戒都道府県を除く）3

滋賀県、奈良県、和歌山県

(2) 感染した場合（感染の恐れがある場合を含む）の対応方法

①議会への連絡

議員が、感染の可能性のある場所への滞在、感染者との濃厚接触、公的機関による経過観察の対象となったことなどにより、感染者となる恐れが高まった場合には、速やかに三重県議会事務局総務課にその経過や状況等について連絡を行うものとする。

その後、PCR検査（類似する検査を含む。以下同じ。）を受診した、発熱症状が出た、PCR検査の結果が出た、など状況の変化があった都度、その内容等について連絡を行うこととする。

②議員の氏名等の公表

(ア) 議長は、議員がPCR検査の結果陽性となった場合には、三重県の担当部局が行う公式発表（以下「公式発表」という。）に併せて、議員本人又は家族の了承を得て、当該議員の氏名・選挙区を公表する。

(イ) (ア) 以外の場合であっても、議長は、必要と認める場合には、関係する公式発表の内容を踏まえた上で、議員本人の了承を得て、当該議員の氏名・選挙区等を公表することができる。